

経済産業省

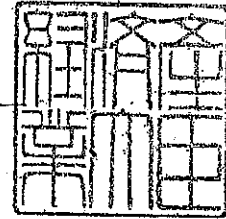
平成16・11・02財資第18号

平成16年11月11日

中越パルプ工業株式会社

代表取締役社長 菅野 二郎 殿

経済産業大臣 中川 昭



平成16年度新エネルギー事業者支援対策費補助金交付決定通知書

平成16年11月2日付けをもって申請があった平成16年度新エネルギー事業者支援対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成16年11月2日付けをもって申請があった平成16年度新エネルギー事業者支援対策費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 金228,000,000円
補助対象経費 金228,000,000円
補助金の額 金76,000,000円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び新エネルギー事業者支援対策費補助金交付要綱（平成11年2月26日付け平成11・02・05資第17号）の定めるところに従わなければならない。



なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに注意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

経済産業省

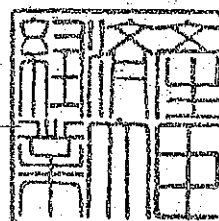
平成17・06・07財資第5号

平成17年6月27日

中越パルプ工業株式会社

代表取締役社長 菅野 二郎 殿

経済産業大臣 中川 昭



平成17年度新エネルギー事業者支援対策費補助金交付決定通知書

平成17年6月7日付けをもって申請があった平成17年度新エネルギー事業者支援対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成17年6月7日付けをもって申請があった平成17年度新エネルギー事業者支援対策費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金2,759,686,000円
補助対象経費	金2,759,686,000円
補助金の額	金919,895,332円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び新エネルギー事業者支援対策費補助金交付要綱（平成11年2月26日付け平成11・02・05資第17号）の定めるところに従わなければならない。



なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

経済産業省

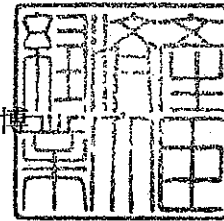
平成18・06・23財資第5号

平成18年7月11日

中越パルプ工業株式会社

代表取締役社長 長岡 剣太郎 殿

経済産業大臣 二階 俊博

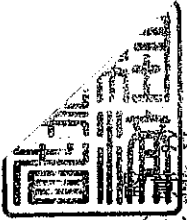


平成18年度新エネルギー事業者支援対策費補助金交付決定通知書

平成18年6月23日付けをもって申請があった平成18年度新エネルギー事業者支援対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成18年6月23日付けをもって申請があった平成18年度新エネルギー事業者支援対策費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 金1,458,900,000円
補助対象経費 金1,458,900,000円
補助金の額 金486,299,999円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び新エネルギー事業者支援対策費補助金交付要綱（平成11年2月26日付け平成11・02・05資第17号）の定めるところに従わなければならない。



なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに
なること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。